平成２４年（フ）第２３２号
福岡市早良区田村３丁目23番17―304号
破産者　大西　哲也
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１３４号
札幌市中央区大通西21丁目１番６―302号
破産者　間宮　聡洋
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５７号
仙台市若林区荒井字新屋敷20番地　ベルパーク荒井２番館103、従前の住所仙台市泉区南光台南３丁目８番10―214号
破産者　平間　郁夫
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６０７号
仙台市若林区上飯田１丁目12番８号　ウィンディ上飯田103、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈田沢字砂押68番地１
破産者　齋藤　茂夫
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
宮城県気仙沼市東八幡前127番地１
破産者　山本真由美
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第６号
千葉県浦安市入船６丁目６番301号
破産者　宮下　巍夫
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
新潟市中央区南笹口１丁目９番17号　笹口グリーンハイツ704号、前住所新潟市西蒲区横戸143番地
破産者　長谷川春木
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７７号
新潟市西区上新栄町３丁目３番25号　コーポ小林２号
破産者　安中　　真
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２２号
新潟市東区石山団地10―12―61　讃岐方、住民票上の住所新潟市東区東中島３丁目９番４号
破産者　太田加代子（旧姓金田）
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８号
静岡県駿東郡清水町徳倉963番地の１　ロイヤルガーデン徳倉壱番館305
破産者　外岡　　薫
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
静岡県駿東郡清水町徳倉963番地の１　ロイヤルガーデン徳倉壱番館305、前住所静岡県静岡市清水区北矢部町１丁目７番13号
破産者　外岡千枝子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３３８号
岐阜県養老郡養老町石畑薮之内1644　レオネクストゼン101号、住民票上の住所滋賀県草津市追分町1387番地２
破産者　森山　正邦
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５１号
大津市真野大野２丁目10番27号
破産者　小谷　壽子
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２４８号
広島市南区宇品御幸５丁目９番18―305号
破産者　反田タクシーこと　反田　伸二
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４０号
広島市南区京橋町６番13―501号、申立時の住所広島市安佐北区狩留家町188番地４
破産者　ダイニチこと　森本　世力
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５４号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目30番16号
破産者　岡本　安幸
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６５８号
福岡市早良区原８丁目16番17号
破産者　井上　好則
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３６号
福島県福島市飯坂町湯野字割前７番地の５
破産者　小水　達夫
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所